

## 新宿区健康づくり行動計画推進協議会設置要綱

20 新健健地第 139 号

平成 20 年 4 月 1 日

健康部長決定

### (設置)

第 1 条 心身ともに健やかに暮らせるまちの実現のため、区の健康づくり施策の指針として策定した、「健康づくり行動計画」に基づく施策の実施状況の評価を行うため、「新宿区健康づくり行動計画推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進行管理に関する意見を述べること。
- (2) 計画の見直しに関する意見を述べること。
- (3) その他区民の健康づくりに関する意見を述べること。

### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

### (委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者とし、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者・医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・スポーツ関係者  
8 人以内
  - (2) 公募区民 2 人以内
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、区長が委嘱することができる。

### (任期)

第 5 条 委員の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

### (会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 副会長は会長が指名する
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 協議会には、第2条に掲げる事項につき専門的な検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員の報酬)

第9条 委員の報酬は、会長を月額 20,000 円とし、その他の委員を月額 10,000 円とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康部健康推進課が担当する。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が公開することを不相当と認めるときは、この限りではない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 10 日から施行する。